

# 青森県報

第二千八百七十四号

平成十九年  
十二月二十五日  
(火曜日)

## 目次

### 告 示

新たに生じた土地の確認及び編入に伴う字区域の変更……(市興町課) ……一

障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定の辞退……(障害福祉課) ……一

公共測量の実施……(監理課) ……一

### 公 告

建設業者の許可の取消し……(東青地民局) ……二

右 同 ……二

右 同 ……二

出先機関 ……二

### 出先機関

土地改良区の役員の退任……(東青地民局) ……三

土地改良事業施行協議の適当の決定……(三八地民局) ……三

右 同 ……三

土地改良事業施行の認可……(同) ……三

右 同 ……四

## 告 示

### 青森県告示第八百六十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項及び第二百六十条第一項の規定により、深浦町長から深浦町の区域内に新たに次の土地が生じたことを確認し、この土地を深浦町大字関字柝沢に編入する旨の届出があったので、同法第九条の五第二項及び第二百六十条第二項の規定により告示する。

平成十九年十二月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

西津軽郡深浦町大字関字柝沢九三の一〇から九三の一三まで、九三の一五、九四の二、九七の四、一〇〇の一、一〇二の七、一〇二の九、一〇三の三、一〇四の三、一〇八の三から一〇八の六まで、一〇八の二、一〇八の一四及びこれらの区域に介在する水路である公有地の地先公有水面埋立地 三、一四九・五六平方メートル

### 青森県告示第八百六十六号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）がその指定を辞退したので、同法第六十九条第三号の規定により公示する。

平成十九年十二月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 辞 退 年 月 日
関口内科クリニック	八戸市大字大久保字西ノ平二五の七二	平成一九・三・一

### 青森県告示第八百六十七号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成十九年十二月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 測量計画機関  
八戸市
- 二 測量の種類  
公共測量（地形図作成及び修正）
- 三 測量の期間  
平成十九年十二月十一日から平成二十年三月十日まで
- 四 測量の地域  
八戸市南郷区

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十九年十二月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社奥崎工業所
- 二 代表者の氏名 奥崎 昭雄
- 三 主たる営業所の所在地 青森市堤町二丁目一四の一
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一四）第二一九三号
- 五 取消年月日 平成十九年十二月五日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
建築、大工、屋根、タイル・れんが・ブロック、内装仕上工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

平成十九年十二月四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十九年十二月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 一戸住宅
- 二 氏名 一戸 繁光
- 三 主たる営業所の所在地 東津軽郡平内町大字山口字小沢一八の二
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一四）第一〇〇一三四号
- 五 取消年月日 平成十九年十二月十日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
建築工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

平成十九年九月十五日前記建設業者が死亡したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十九年十二月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社コケド
- 二 代表者の氏名 安村 勇蔵
- 三 主たる営業所の所在地 青森市青葉二丁目二の七
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一七）第一五三五七号

五 取消年月日 平成十九年十二月十一日  
六 取消しに係る建設業の許可

七 取消しの原因となった事実  
八 建築工事業に係る一般建設業の許可

平成十九年十二月十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

**出 先 機 関**

土地改良区の役員 の 退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、蓬田村土地改良区から、次のとおり役員 の 退任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十九年十二月二十五日

東青地域県民局長 中 島 久 宜

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退任の年月日
理事	高田精千雄	東津軽郡蓬田村大字郷沢字浜田二二三	平成一九・二・二五

土地改良事業施行協議の適当の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、八戸市が行う福田地区の土地改良事業の施行に係る協議を適当と決定したので、同法第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十九年十二月二十五日

三八地域県民局長 中 島 勝 彦

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十九年十二月二十六日から平成二十年一月二十九日まで

三 縦覧の場所

八戸市庁

土地改良事業施行協議の適当の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、五戸町が行う蛭川地区の土地改良事業の施行に係る協議を適当と決定したので、同法第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十九年十二月二十五日

三八地域県民局長 中 島 勝 彦

一 縦覧に供する書類

1 土地改良事業計画書の写し

2 条例の写し

二 縦覧の期間

平成十九年十二月二十六日から平成二十年一月二十九日まで

三 縦覧の場所

五戸町役場

土地改良事業施行の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第十条第一項の規定により、三戸郡五戸町中筒地区共同施行沢田良一ほか十二人に係る次の土地改良事業の施行を平成十九年十二月六日認可したので、同法第九十五条第四項の規定により公告する。

平成十九年十二月二十五日

三八地域県民局長 中 島 勝 彦

- 一 事業名 揚水施設維持管理
- 二 地区名 中筒

土地改良事業施行の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第十条第一項の規定により、三戸郡五戸町鳩岡平地区共同施行鈴木勇ほか十一人に係る次の土地改良事業の施行を平成十九年十二月六日認可したので、同法第九十五条第四項の規定により公告する。

平成十九年十二月二十五日

三八地域県民局長 中 島 勝 彦

- 一 事業名 揚水施設維持管理
- 二 地区名 鳩岡平

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号 青 森 県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町丁目番七  
七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭